

定期積金

2021年7月1日現在

1. 商品名（愛称）	・定期積金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期 間	・6か月以上10年以内
4. 払 込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> ・定期又は数回にわたり掛金の払込みができます。 ・10,000円以上 ・100円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
6. 利息(給付補填金) (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・契約時に通帳に表示する約定利回りを満期日まで適用します。 ・給付補填金は、満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は、付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に約定年利回りを乗じて計算します。
7. 税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（なお、マル優は利用できません）。 ・法人は総合課税となります。 ・2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のものは、「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期積金の約定年利回りに1.0%上乗せした利率）。 ・普通預金等からの自動振替による受入れができます。
10. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の初回払込日から解約日までの期間に応じた期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ① 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ② 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%（小数点第4位以下切捨。ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。）
11. 金利情報の入手方法	・金利（年利回り）は店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。

《裏面に続く》

<p>12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 • 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、又は約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 • 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 • 預金保険制度の付保対象預金です。 <p>◎詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。</p>

